

令和6年規則第6号

○学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則

〔 令和6年12月21日 〕
制 定

（目的）

第1条 本規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人横浜商科大学（以下「本法人」という。）における公益通報対応体制を整備することで、通報者の保護を図るとともに法令違反行為の早期発見と是正を図り、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

（内部公益通報の定義）

第2条 本規則において、「内部公益通報」とは、第4条に定める「通報者」が、第5条に定める「通報対象事実」を、第6条に定める「通報窓口」に通報を行うことをいう。

（内部公益通報への対応）

第3条 本法人は、内部公益通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括し、監査室（責任者：内部監査室長）が対応を行うものとする。

2 監査室長は、本規則に係る業務対応の任にあたり、執行状況について理事長に報告する。

（通報者）

第4条 本規則において、以下に該当する者は内部公益通報を行うことができる。

- (1) 本法人の役員
- (2) 本法人と雇用関係にある職員（退職後1年以内の職員を含む）
- (3) 本法人と労働者派遣契約に基づく派遣労働者（退職後1年以内の派遣労働者を含む）
- (4) 本法人の取引事業者の労働者
- (5) 本法人の業務に従事するその他の労働者

（通報対象事実）

第5条 内部公益通報における通報対象事実は、法令に違反する犯罪行為若しくは過料対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為をいう。

（通報窓口）

第6条 本法人は、内部公益通報を受け付ける通報窓口として監査室を内部窓口、本法人が別途定める弁護士を外部窓口とする。

2 通報窓口担当者以外の職員が内部公益通報を受け付けた時は、速やかに通報者に対して通報窓口に通報するよう、助言するよう努めなければならない。

（通報の受付）

第7条 内部公益通報は、通報窓口宛ての電子メール、書面（別紙1）又は面会の方法によるものとする。

2 公益通報は、原則として実名で行うものとするが、匿名で行うこともできる。

3 通報窓口は、通報者が電子メール又は書面によって内部公益通報を行った場合、公益通報者に対し、内部公益通報を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

4 内部公益通報を受け付けた場合、通報窓口担当者は、直ちに理事長にその内容を報告するものとする。ただし、内部公益通報をされた事案に本法人の役員が関与している場合は、直ちに監事に報告し、その後の方針は監事が協議を行い決定するものとする。

（利益相反の回避）

第8条 本法人の役員及び職員は、内部公益通報に係る事実に関係する者である場合は、当該事実の調査や是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）の検討に関与することはできない。

2 本法人の役員及び職員は、内部公益通報に係る調査又は是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該内部公益通報に係る事実に関係する者ではないことを確認し、当該事実に関係する者である場合には監査室又は監事に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた監査室又は監事は、前項の報告をした者の内部公益通報への対応の関与の可否を判断する。

4 通報窓口担当者は、自らが関係する内部公益通報を受け付けた場合には、他の担当者に引き継がなければならない。

（他の規程との関係）

第9条 次の各号の規程で定める通報又は相談は、各号の規程に定めた窓口を引き継ぐものとする。

ただし、次の各号の規程で定める通報又は相談であっても、本規則の内部公益通報の要件を満たすものについては、引継ぎは行わずに本規則に基づいて対応するものとする。

(1) 学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程

(2) 横浜商科大学公的研究費取扱規程

(3) 横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

（通報者の保護）

第10条 本法人の役員及び職員は、通報者が内部公益通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、派遣契約の解除、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。また、当該通報者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を取らなければならない。

（通報者の禁止事項）

第11条 通報者は、虚偽の通報、不正の利益を得る目的、他人を誹謗中傷する目的、本法人又は第三者に損害を加える目的及びその他の不正の目的を持って内部公益通報を行ってはならない。

2 前項による内部公益通報は、本規則の適用を受けないものとする。

3 通報者は、内部公益通報の内容又は調査結果に関する不満や誹謗中傷を述べるなどして、他人（本法人やその役員及び職員を含む）の名誉や信用を毀損してはならない。

4 本法人の役員及び職員が第1項又は前項に違反した場合、理事長は、学内規程に基づき懲戒処分を科すものとする。

（公益通報対応業務従事者への通知）

第12条 次の各号に定める者は公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）に該当するものとし、監査室又は監事は、これらの者に対して、従事者として指定される旨を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。

（1）通報窓口担当者（内部窓口及び外部窓口を含む）

（2）調査及び是正措置等の担当者

（3）理事長

（4）本規則第7条第4項の協議を行う監事

2 第15条第2項に基づき組織された調査委員会の構成員及び同条第2項に定める外部の専門家は従事者に該当するものとし、監査室又は監事は、これらの者に対して、対象事案につき従事者として指定される旨を、書面又は電子メールにより通知しなければならない。

（相談への対応）

第13条 監査室は、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適正に対応を行う。

（通報への対応）

第14条 監査室は、通報者から内部公益通報を受け付けた場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、速やかに事実関係の調査を開始する。

（1）具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合

（2）不正行為等に係るものでないことが明らかであり、内部公益通報に該当しない場合

(3) 当該通報に係る事案の処理を第9条本文に定める他の規程に基づく対応に引き継ぐ場合

(4) その他、調査を実施しないことに正当な理由がある場合

（調査）

第15条 監査室は、内部公益通報の事項について、必要な調査を実施する。また、監査室は、内部公益通報の調査に必要な範囲で、本法人の役員、評議員及び職員に対し資料の提出及び事実関係の説明等を要請できる。

2 理事長は、内部公益通報に係る調査の実施にあたって必要と判断した場合、調査委員会を組織し、設置することができる。

3 内部公益通報に係る調査の実施にあたって専門性を要すると判断した場合、理事長は、外部の専門家に意見を求めることができる。

（調査の協力）

第16条 内部公益通報の事実関係の調査に関して協力を求められた者（以下「調査協力者」という。）は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

2 調査協力者は、調査担当者からの依頼に誠実に対応するものとし、虚偽及び事実の隠蔽などの不適切な行為を行ってはならない。

3 調査協力者は、正当な理由なく、調査の存在、依頼内容及びその結果を他人に漏らしてはならない。

4 本法人の役員、評議員及び職員は、調査の妨害を行ってはならない。

（通報者及び調査協力者の保護）

第17条 本法人の役員、評議員及び職員は、通報者に対して、内部公益通報をしたことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。

2 本法人の役員、評議員及び職員は、調査協力者に対して、内部公益通報の調査に協力したことを理由として、不利益取扱いを行ってはならない。

3 前2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、本法人は、当該不利益取扱いを行った本法人の役員、評議員及び職員に対して適切な処分等を行うものとする。

4 第1項又は第2項に定める不利益取扱いが行われた場合には、本法人は、当該不利益取扱いを受けた本法人の役員及び職員に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

（範囲外共有の禁止を含めた情報管理）

第18条 通報窓口担当者及び調査、是正措置等の担当者は、通報者の氏名を含む通報者を特定させる事項を、必要最小限の範囲を超えて他の担当者に共有せず、また、通報者があらかじめ明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該事項に従事者以外の者に共

有しないものとする。

2 内部公益通報に関する調査により得られた情報（前項に定める事項を除く。）は、通報窓口担当者、調査・是正措置等の担当者、役員及び必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

3 第1項の範囲外共有が行われた場合には、本法人は、当該不利益取扱いを受けた本法人の役員及び職員に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

（探索の禁止）

第19条 本法人の役員及び職員は、内部公益通報をした者が誰であるか、調査協力者が誰であるかを探索してはならない。

（秘密保持）

第20条 本法人の役員、評議員及び職員は、本規則に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、内部公益通報に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 本法人の役員、評議員及び職員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、内部公益通報に関する情報を目的外に使用してはならない。

（是正措置の実施及び懲戒処分等）

第21条 理事長は、調査の結果、内部公益通報に係る事実の存在が確認された場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

2 本法人の職員が通報対象事実該当する行為を行った場合、理事長は、学内規程に基づき懲戒処分を科すものとする。

3 本規則の違反行為が明らかになった場合には、理事長は、当該行為を行った者に対して適切な処分等を行うものとする。

（通報者への通知）

第22条 監査室は、通報者に対して、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、内部公益通報に係る当該通報対象事実の有無、及び当該事実法令違反行為等が明らかになった場合の是正措置等を講じた旨等を速やかに通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が不明の場合にはこの限りではない。

（事後確認）

第23条 監査室は、是正措置等を実施後、次に掲げる事項を継続的に確認し、是正措置が適切に機能していない場合には改めて是正措置を取らなければならない。

(1) 内部公益通報に係る法令違反の再発がないこと

(2) 是正措置等が機能していること

(3) 通報者への不利益な取扱いがないこと

（教育及び周知）

第24条 理事長は、職員及び役員に対して、継続的に内部公益通報対応体制に関する周知、教育を行うとともに、従事者に対して特に十分に教育を行うものとする。

2 理事長は、適正な業務の遂行並びに関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、内部公益通報に関する運用実績の概要について、職員及び役員に対して周知するものとする。

（記録）

第25条 監査室は、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、10年間保存するものとする。

（制度の評価・改善）

第26条 監査室は、内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて体制の改善を行う。

（改廃）

第27条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則（令和6年12月21日規則第6号）

1 本規則は、令和6年12月21日から施行する。

2 本規則の制定により、学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則（令和元年9月28日制定）は、廃止する。

年 月 日

記入者氏名 印

公益通報者氏名		通 報 日	月 日
公益通報者の所属等	横浜商科大学		
	その他		
調 査 結 果 の 送 付 先	自宅		
	職場		
	その他		
通 報 の 内 容			
通報対象者氏名・所属等			
違反行為等の内容（時期、場所、違反内容等具体的に記入のこと）			
証拠書類等の有無： 有 ・ 無			
有る場合は内容を記述			

- ① 学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則に基づき、公益通報者は保護され、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ② 法人関係者で、虚偽の通報や不正を目的とする通報を行った場合は、学内規程により懲戒処分等を受けることがあります。
- ③ 事実確認等のため、協力をお願いすることがあります。
- ④ 全ての事項を記入する必要はありません。可能な範囲でご記入ください。
- ⑤ 通報は、原則として実名でお願いします。十分な根拠資料とともに通報した場合、匿名の通報も受け付けることができますが、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。